時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

廿行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報社神戸出張所設置

時事新報は一年三百六十五日一日も休みなき新聞紙なりとて其評判甚だ高く關西地方の配達紙數近來頓に增加したるに付ては一層配達并に通信等の便利を謀り今般新たに神戸港榮町六丁目百六十九番地に時事新報社の出張所を設置し神戸兵庫市內は新報着次第直に出張所より配達し又下廻りの新報も是迄は橫濱より神戸へ着の上一旦之を大坂に廻し同地より更に下通ひの汽船に托するの手都合なりしも今後は之を改め神戸出張所の手を以て直に同船に積入るゝ事とおしたるに付ては神戸兵庫市內の配達は申すに及ばず中國四國九州の各地方に至るまで新報の到着は今後一層速かなるを得べし此出張所にては御注文に應じて神戸兵庫の看客へ時事新報の直配達を爲すのみならず新報へ登載する廣告の御依頼とも引受くべし

時事新報

登記法

前號の紙上に時是れ貸金と題し今の官民の間には兎角公務に關して雙方の時を空ふするあとあきにあらざれば何とかして今少しく簡便の方法はなかる可きやと我輩が兼て鄭重する所の大意を記して大方の教を求めたり抑も方今我國は日に月に改進の門に入るの最中にして爲す可き事甚だ少なからず即ち文明の進步に忙はしきものなれども改進文明も何れも金を要するものにして其金の由て來る所の源は國民の殖產より外ならざるが故に何れ扨置き國中の人々を奬め勵まし一刻千金大切なりとして働かしむるの工風こそ肝要なる中に就ても當向き殊に官民の當局者に向て注意を促さんとそるは登記法の一條なり此法は本年二月より實施して地所、建物、船舶の賣買讓與質入書入に付き登記所に登記を請ふの法にして畢竟人民の契約を堅固にするものなれば誠に美なりと雖ども今日の實際に於ては其手數甚だ容易ならず先づ東京などにて地所家屋又は船舶を賣買し質入にせんとするには其金高と約條の次第とを書面に認め繪圖面を添へて登記所に行くに其前、先づ區役所に出頭して印鑑證明願なるものを呈し何の誰印鑑斯の如し右御證明被下度奉願候也と書面を出し役所の證明を得て登記所に行き其證明書を差出して本人のいよ〳〵本人に相違なきを慥かめ夫れより登記の事を行ふと同時に登記料と納るにも又書面を認め登記料上納金何圓右上納致し候也年月日賣渡人姓名印、買受人同斷捺印して之に金を添へ登記所に納りて始めて賣買讓與質入書入の事を成したるものなり斯く此紙上に記せば何の造作もなきやうに見ゆれども人間世界に賣買貸借は其件數も非常に多くして其金高の差等も殆んど際限あるとあゑ上は何百何十何萬圓の巨額より下は僅に何圓の小額に至るまで其數引て人民の身より取りて頭大至要の事件に關し之を煩雜にすると其取扱粗略にて社會全體に現れるゝ所の影響は決して容易ならず賣買の賣買貸借も一日の期と後れて十分の用を爲さず或は一時間の前後を以て全く無効に屬するもあり況して其以下小數の取引に於ては其間に利そる所も少なきが故に事實に必要ならざる手數とは省く上にも又これを省いて俗に云ふ右から左に辨ずるの活潑なかる可らず例へば今商人が千圓の金を運轉して三日の取引に一割若くは一割半と利すべき見込みあれば此千圓の金策に地所にても家屋にても手當次第に質入書入にし十日を期して返濟を約し十日の間に五圓若しくは十圓以上の利子を金主に拂ふが如きは尋常一樣の事にして利子の高下などは問ふに遑あらず唯事の迅速を貴ぶれみ所謂商機一刻直千金なるものにて其掛引の劇しきは他人の得て知る所にあらず殊に日本士族の末流たる學者又は官員社會等の人に於ては殆んど解し得ざる所のものあり（公債證書に記名を悅ぶ者は士族流にして商人の活潑なる者は無記名を便利なりとし甲は靜にして動かざるが故に念に念を入れて名の慥かなるを主とすれ共乙は取引の便利を利するものなり此一事にても商人等が手間を惜しむの實情を見るに足る可し）然るよ彼の登記法は其法の精神は誠に美なりと雖も之を行ふに當りて當局の官民雙方の不慣に由るものか何分にも其手數に堪へず時としては區役所の印鑑證明願に手間取り、登記所の込合ふて手間取り、又或は不文なる商人等は書式と誤りて再三の認替に手間取る等何分にも登記の首尾を終るに時を期す可からざるが故に一方の商賣取引に付ても豫め先時を約束す可らず三日中に金を拂ふと約束しながら不幸にして登記の關門滑かならざるよともあれば取引は都て破るゝのみか時としては違約の損毛に罹るやも圖る可らず既に東京の市中に於ては金融商賣の人は勉めて地所家屋の抵當を避け慥なる抵當には先づ公債證書に指を屈するが故に恰も取引世界に抵當物の數を減じたる姿にして是亦偶然に公債證書の價格を保たしむるの一原因ならんと云ふ者あり東京は其繁昌と共に萬事簡易にして便利なりと稱する場所柄にして尚且斯の如し田舍地方に至りては小民等が一反步の畑地を抵當にして五圓か七圓の金を隣家翁に借用せんとするにも登記法に由らざれば叶はずと聞き旦那寺の和尚か若しくは小學教師に依頼して借用證文と願書類とを認め居村より西の方一里半の地にある聯合戸長役場に行て印鑑證明を願ひ奉り夫れより東の方四五里の山坂を超えて郡役所に登記を請ひ貸方も亦委任狀所持の代理人と爲出して貸借人雙方の調印相濟み始めて五七圓の借用成るが如きは迚も一二日の手間に非ず百姓の手間安しと雖ども人生の一日は則ち一日にして其一日は黃金の細片なりと思へば亦愛しむ可らざるに非ず細片細なりと雖ども集れば大塊となる可し日本國中地所家屋船舶を賣買讓與質入書入する者その數蓋し少なからず左れど我輩は現行の登記法を是非するに非ず又その税率を高しと云ふにも非ず唯その法を實施そる爲めに官民雙方の手數を煩はして時を空ふするあと容易ならざるが故に單に殖產の一點より觀察を下ぶして何とう便益はなきやと斬りに之を求る者なり殖產と政府の當局者にても最も重んずる所のものなれば今の登記法と今の如くに行ふて國の爲めに利そる利益と之を簡にして殖產上に利そる利益とを比較しさらば或は其損益と見出すに足る可きか

官報

○閣令第二十四號
明治十九年(四月)閣令第八號一等郵便局陸前國仙臺ノ次ヘ長門國赤間關ヲ追加ス
明治廿年十二月廿日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

○大藏省告示第百七十六號
一紙幣三百三十八萬三千五百七十二圓二十錢
右ハ銀貨ト交換支消紙幣金札引換公債證書代リ紙幣補助銀貨及紙幣ト交換セシ損傷紙幣ノ合計ニシテ本月十二日ヨリ同十五日マデ印刷局構內ニ於テ會計檢査院官吏立會燒棄セリ
明治廿年十二月廿日　大藏大臣伯爵松方正義

○文部省告示第十四號
明治十九年(四月)勅令第十六號諸學校通則第一條ニ從ヒ鹿兒島縣立中學造士館ヲ高等中學校ノ制ニ改メテ當省ノ管理トナシ鹿兒島高等中學造士館ト稱ス
明治廿年十二月廿日　文部大臣子爵森有禮

○遞信省告示第二百三十五號
清國上海朝鮮國釜山元山津仁川ニ設立スル本邦郵便電信局郵便局ノ貯金預ケ入ニシテ明治二十一年一月以後貯金ニ關シ差出スヘキ書類ハ申告書ヲ除クノ外總テ赤間關爲替貯金局出張所ヲ經由スヘシ
明治廿年十二月廿日　遞信大臣子爵榎本武揚

○遞信省告示第二百三十六號
銀貨貯金特別預リ方ノ儀ハ本年十二月三十一日限リ廢止ス
但從前預ケ入タルモノニ限リテ銀貨ヲ以テ拂戻ヲ受ケントスルモノハ明治二十一年二月二十九日限リ其拂戻ヲ請求スヘシ若シ同日迄ニ拂戻テ請求セザルモノハ通常貯金トシテ取扱フヘシ尤右期限內ト雖ドモ利子金ハ總テ通貨ニテ支拂フモノトス
明治廿年十二月廿日　遞信大臣子爵榎本武揚

○遞信省告示第二百三十七號
本年二月第十二號告示但書ヲ刪除ス
明治廿年十二月廿日　遞信大臣子爵榎本武揚

遞信省告示第二百三十七號參照
明治二十年遞信省告示第十二號但書
但上海郵便局ニテ預リタル貯金ヲ內地ニ於テ拂戻ストキハ本邦貨幣ヲ以テ渡スヘシ

○遞信省告示第二百三十八號
金貨貯金ニ對スル利子ハ明治二十一年一月一日以後總テ通貨ニテ支拂フモノトス
明治廿年十二月廿日　遞信大臣子爵榎本武揚

○敘任及辭令
敘正四位(廿年十二月十八日)　從四位勳三等　吉原重俊
文官普通試驗委員長ヲ命ス　內閣總理大臣秘書官　金子堅太郎
內閣記錄局長　曾禰荒助
會計檢査院書記官　河鰭齊
法制局書記官　落合濟三
鐵道事務官　圖師民嘉
(各通)
文官普通試驗委員ヲ命ス(以上十二月十九日內閣)
特旨ヲ以テ位階被進(十二月十八日宮內省)　從四位勳三等　吉原重俊
非職被仰付(十二月十七日警視廳)　三等警視　小川政孝

○御信任狀捧呈　戸田特命全權公使は去る十三日澳國皇帝に德川特命全權公使は同十五日伊國皇帝に孰れも謁見れ上御信任狀を捧呈せる旨電報ありたり

○熊本縣廳新築落成　去る三日午後二時熊本縣廳內に於て縣廳新築落成式を舉行せしが式に會するは熊本鎮臺司令官以下各將校、始審裁判所長、各官廳高等官、縣官及建築寄附者の主なる者等にて臨時建築委員長書記官大越亨工事の顛末と報告す富岡知事は之を受け落成式を舉行する旨と演へ併せて建築委員長及委員の勞を慰せり其建築は昨年三月十日之に着手し同年十二月二十日竣功せり又建築費總額は金六萬三千四百一圓十錢八厘にして內地方稅四萬六千七百四圓十一錢九厘、國庫下渡金千八百四十三圓四十五錢四厘、寄附金一萬四千八百五十三圓五十三錢五厘あり

○汽車運賃收入月表　去月中鐵道局汽車運賃收入は左表の如し(鐵道局)

	旅客賃金
東京橫濱間	三五、〇九一、八五五
橫濱國府津間	七、九四七、二〇
高崎橫川間	二、七八四、四四
直江津關山間	一、六二七、六六
神戸大津間	四二、七七七、二五五
敦賀武豐間	一五、二三〇、一九
總計	一〇五、四五八、六〇

雜報

○舊三縣帳簿檢査濟
頃の會計帳簿は曩に檢
送附ありし處右は悉皆
返附そべき都合なるよ
○大坂築港の測量　先
主任者は先づ西成郡北
ありしに右は此程測量
近傍に取り掛りしと云
○全郡の戸長辭表と出
過般郡長の交迭より何
郡有志の盡力にて昨今
人民も此程より何の不
に及び夫れが爲め戸長
戸長擧つて辭表を出す
は一般に溫和の聞えあ
後斯る有樣を呈したる
と和歌山よりの通信に
○橫濱株式取引所　同
に口錢の上り高二割と
て本年末より仲買人に割
組織を改良するあらん
○東京慈惠醫院　は例
日迄休業して四日より
○藥舖の相談會　府下
芝木挽町の商工會よ
業の件に關して相談會
○警視官の大射的會
にて來る二十四五の兩
於て警官一同大射的の
り十五等迄の賞品を與
○橫濱第七十四銀行
り是れ迄一株五十圓に
增し此程右增株を募集
に第一回の拂込は二三
拂込は第四回と以て結
て此次き第二回の拂込
○久喜の共有館開館式
年四月一日より同地に
至り漸く竣成しさると
したり同館は爭は西洋
圖職く樹木鬱蒼として
と惰て當日午後一時よ
南埼玉郡長、楢崎警部
百名に垂んとせり此時
奏し唱歌となし終りて
館員總代新井啓一郎氏
別に宴席を設け來賓を
あり一同散會したるは
來に稀れなる盛會あり

專賣特許 金庫販賣廣告
弊舖製造火災保險付金庫品々堅牢ニ構造廉價ニ販賣仕

昨朝類燒之節ハ御訪問ニ預リ候處混雜之際尊名伺洩不少乍略新聞紙上奉鳴謝候也
蠣殼町二丁目

本行總裁吉原重俊義先日來病氣ノ處療養不相叶本日卒去ス此段株主各位へ廣告ス
明治廿年

一昨夜近火の際早速御見舞被下難有之に付乍略儀紙
蠣殼町一丁目